毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北　海　道
編集　総務部人事局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

告　　示

○北海道道州制特別区域計画……（地域主権局）　33
○土地改良区の役員の就任の届出……（農業支援課）　33
○道営土地改良事業計画の決定……（農業施設管理課）　33
○道営土地改良事業変更計画の決定……（農業施設管理課）　33
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定……（農業施設管理課）　34
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　34
○森林法による通知に代える公示……（治山課）　34
○道路の供用の開始……（道路課）　34
○道路の区域の変更及び供用の開始……（道路課）　35

道人事委員会規則

○大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則の一部を改正する規則……　35

道公安委員会規則

○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則……　35
○道路交通法施行細則の一部を改正する規則……　36

告　　示

北海道告示第171号

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）第７条第１項の規定により、北海道道州制特別区域計画を別冊のとおり作成した。

その別冊は、北海道企画振興部地域主権局及び各支庁に備え置いて一般の閲覧に供するほか、北海道のホームページ（企画振興部地域主権局のページ（http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/cks/））において閲覧することができる。

平成19年３月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第172号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、空知土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成19年３月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

就任年月日	理事・監事の別	氏　　名	住　　所
平成19．3．2	監　　事	古　賀　伯　明	滝川市二の坂町東４丁目140番地

北海道告示第173号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成19年３月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年３月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
網走西	畑地帯総合整備［担い手支援型］（区画整理、暗きょ、土層改良）	北海道網走支庁
東藻琴西部	同（区画整理、暗きょ、土層改良、農用地造成）	同

北海道告示第174号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成19年３月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第６項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年３月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所

上　佐　幌　畑地帯総合整備［担い手支援型］（農業用用排水、暗きょ、土層改良）　北海道十勝支庁
十　弗　西　同　［担い手支援型（単独土層改良）］（暗きょ、土層改良）　同

北海道告示第175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第５項において準用する同法第８条第１項の規定により、池田町の行う土地改良（高島地区基盤整備促進［基盤整備］（農業用用排水）事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成19年３月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成19年３月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第176号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年３月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　保安林予定森林の所在場所　虻田郡洞爺湖町大磯町21地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2)　指　定　の　目　的　土砂の崩壊の防備
(3)　指　定　施　業　要　件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐は、択伐による。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
2(1)　保安林予定森林の所在場所　沙流郡平取町字貫気別258の１・259の６・259の７（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　指　定　の　目　的　土砂の流出の防備
(3)　指　定　施　業　要　件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐は、択伐による。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
3(1)　保安林予定森林の所在場所　沙流郡平取町字芽生51の１（次の図に示す部分に限る。）
(2)　指　定　の　目　的　土砂の流出の防備
(3)　指　定　施　業　要　件
ア　立木の伐採の方法
(ｱ)　主伐は、択伐による。
(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第177号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を奥尻町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成19年北海道告示第125号のとおりである。

平成19年３月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

所在が不分明な者
奥尻郡奥尻町字球浦７、８、11、217から220まで所在の森林について所有権を有する
濱　健次郎

北海道告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成19年３月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　岩見沢石狩線 北海道札幌土木現業所	石狩郡新篠津村644番２地先から 石狩郡新篠津村536番２地先まで	平成19．3.16

	石狩郡当別町字東裏27番地先（国有地）から 石狩郡当別町樺戸町525番地先まで	平成19．3.16
道道札幌夕張線 北海道札幌土木現業所	夕張郡長沼町字馬追原野2597番３地先から 夕張郡長沼町字馬追原野2597番５地先まで	同
道道月形幌向線 北海道札幌土木現業所	石狩郡新篠津村1429番２地先（水路敷地）から 石狩郡新篠津村5600番地先まで	同
道道　問寒別佐久停車場線 北海道旭川土木現業所	中川郡中川町字中川322番１地先（道道天塩中川停車場線交点） から中川郡中川町字中川382番２地先まで	同
道道　天塩中川停車場線 北海道旭川土木現業所	中川郡中川町字中川698番地先から 中川郡中川町字中川246番１地先まで	同
道道　船泊港利礼公園線 北海道稚内土木現業所	礼文郡礼文町大字船泊村字ションナイホ39番４地先から 礼文郡礼文町大字船泊村字ベシトカリ179番１地先まで	同
道道　八千代帯広線 北海道帯広土木現業所	帯広市別府町南13線38番１地先から 帯広市空港南町南13線35番１地先まで	同
道道　生花大樹線 北海道帯広土木現業所	中川郡幕別町忠類明和87番３地先から 中川郡幕別町忠類幌内118番５地先まで	同 午後５時
道道　丸瀬布インター線 北海道網走土木現業所	紋別郡遠軽町丸瀬布南丸９番４地先（一般国道333号交点）から 紋別郡遠軽町丸瀬布南丸21番５地先（一般国道450号交点）まで	平成19．3.18 午後３時30分

北海道告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成19年３月16日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　道路の種類　　道道

２　道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
札幌夕張線 北海道札幌土木現業所	夕張郡長沼町字馬追原野2052番10地先（河川敷地）から 夕張郡長沼町字馬追原野2052番10地先（河川敷地）まで	前	23.00ｍから 23.00ｍまで	251.06ｍ	－－
		前	23.00ｍから 28.78ｍまで	250.00ｍ	－－
		後	23.00ｍから 28.78ｍまで	250.00ｍ	－－
別海厚岸線 北海道釧路土木現業所	厚岸郡浜中町円朱別西八線491番地先から 厚岸郡浜中町円朱別西八線212番地先まで	前	15.00ｍから 30.32ｍまで	882.50ｍ	－－
		前	21.45ｍから 35.90ｍまで	851.41ｍ	－－
		後	22.50ｍから 35.90ｍまで	851.41ｍ	－－

道人事委員会規則

大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年３月16日

北海道人事委員会委員長　中　澤　義　則

北海道人事委員会規則12－11

大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則（北海道人事委員会規則12－８）の一部を次のように改正する。

題名中「大学教員等」を「研究職員」に改める。

第１条中「大学教員又は」及び「（以下「大学教員等」という。）」を削る。

第２条第１項を削り、第２項を第１項とし、第３項を第２項とする。

第３条第１項各号列記以外の部分及び第１号から第４号までの規定中「大学教員等」を「研究職員」に改め、同項第５号中「大学教員等」を「研究職員」に、「当該大学教員等」を「当該研究職員」に改め、「札幌医科大学又は」を削り、同項第６号中「大学教員等」を「研究職員」に改める。

附　則

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

道公安委員会規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年３月16日

北海道公安委員会委員長　矢　吹　徹　雄

北海道公安委員会規則第３号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分 / 組織別		警察官 警視	警察官 警部	警察官 警部補及び巡査部長	警察官 巡査	警察官 計	警察官以外の職員	合計
北海道警察本部		173	254	1,176	429	2,032	563	2,595
札幌市警察部		(3)	(1)	(3)		(7)	(3)	(10)
北海道警察学校		12	15	43	200	270	40	310
札幌方面警察署		99	199	2,269	1,602	4,169	263	4,432
計		284	468	3,488	2,231	6,471	866	7,337
函館方面	本部	23	35	148	36	242	66	308
	警察署	18	40	392	211	661	52	713
	計	41	75	540	247	903	118	1,021
旭川方面	本部	23	36	173	49	281	70	351
	警察署	28	60	589	287	964	82	1,046
	計	51	96	762	336	1,245	152	1,397
釧路方面	本部	26	43	186	43	298	71	369
	警察署	21	48	513	300	882	69	951
	計	47	91	699	343	1,180	140	1,320
北見方面	本部	18	32	95	22	167	51	218
	警察署	15	29	259	120	423	36	459
	計	33	61	354	142	590	87	677
合計		456	791	5,843	3,299	10,389	1,363	11,752

注１　警察教養施設において、新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。

２　札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附　則

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年３月16日

北海道公安委員会委員長　矢　吹　徹　雄

北海道公安委員会規則第４号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第３号ケ中「第51条第８項」を「第51条第５項」に改める。

第28条の表450号の項中

「

上川郡上川町字上越国有林上川中部森林管理署上川事務所93林班に小班から紋別郡白滝村字白滝129番１まで

」を

「

上川郡上川町字上越国有林上川中部森林管理署上川事務所93林班に小班から紋別郡遠軽町白滝129番１まで
紋別郡遠軽町旧白滝76番地先から紋別郡遠軽町丸瀬布南丸21番地先まで

」に改める。

別表３中

「

高速自動車国道 北海道縦貫自動車道（函館名寄線）	山越郡長万部町字国縫から上川郡剣淵町字剣淵まで

」を

「

高速自動車国道 北海道縦貫自動車道（函館名寄線）	二海郡八雲町立岩から上川郡剣淵町字剣淵まで

」に、

「

一般国道５号	函館市海岸町34番１号から虻田郡倶知安町北３条西１丁目13番まで

」を

「

一般国道５号	函館市若松町16番８から虻田郡倶知安町北３条西１丁目13番まで

」に、

「

一般国道５号	小樽市若松町１丁目９番から札幌市中央区北１条西１丁目１番１まで

」を

「

一般国道５号	小樽市若松町１丁目９番から札幌市中央区北１条西１丁目１番１まで
一般国道５号	函館市桔梗町から亀田郡七飯町字桜町まで

」に、

「

一般国道12号	札幌市中央区北１条西４丁目２番２から札幌市中央区北１条西１丁目１番１まで
一般国道12号	札幌市白石区本通18丁目708番８から旭川市４条通７丁目1543番１まで

」を

「

一般国道12号	札幌市中央区北１条西４丁目２番２から旭川市４条通７丁目1543番１まで

」に、

「

一般国道12号	滝川市大町１丁目１番１から滝川市滝の川町東４丁目1156番１まで

」を

「

一般国道12号	砂川市空知太西１条６丁目から滝川市滝の川町東４丁目1156番１まで

」に、

「

一般国道37号	虻田郡虻田町入江から室蘭市東町３丁目９まで

」を

「

一般国道37号	虻田郡洞爺湖町入江から室蘭市東町３丁目９まで

」に、

「

一般国道38号	滝川市大町１丁目１番１から滝川市新町６丁目９番２まで
一般国道38号	富良野市新富町4489番17から富良野市字東山東大演習林76林班まで
一般国道38号	富良野市字山部から上川郡清水町南２条11丁目２番１地先まで
一般国道38号	上川郡清水町南２条11丁目２番１地先から十勝郡浦幌町共栄91まで

」を

「

一般国道38号	滝川市大町１丁目１番１から十勝郡浦幌町共栄91まで

」に、

「

一般国道38号	釧路市北大通６丁目２番１から釧路市大町１番１まで

」を

「

一般国道38号	釧路市北大通６丁目２番１から釧路市大町１番１まで
一般国道38号	釧路市大楽毛179番２から釧路市大楽毛６番１まで
一般国道38号	芦別市北５条東１丁目から芦別市上芦別町50番35まで

」に、

「

一般国道39号	網走郡美幌町字高野67番２から網走郡美幌町字端治67番21まで

」を

「

一般国道39号	網走郡美幌町字高野67番２から網走郡大空町女満別本郷404番11まで

」に、

「

一般国道40号	名寄市字砺波296番16から名寄市字智恵文2964番25まで

」を

「

一般国道40号	名寄市字砺波296番16から名寄市字智恵文1900番１まで

」に、

「

一般国道40号	上川郡和寒町字三笠180番５から上川郡和寒町字三笠179番10まで

」を

「

一般国道40号	上川郡和寒町字三笠180番５から上川郡和寒町字三笠179番10まで
一般国道40号	天塩郡豊富町上サロベツ574番１から天塩郡豊富町上サロベツ5537番１まで

」に、

「

一般国道227号	函館市万代町166番から上磯郡上磯町字追分83番41まで

」を

「

一般国道227号	函館市万代町166番から北斗市市渡まで

一般国道227号	檜山郡江差町柳崎町58番13から檜山郡江差町まで

」に、「

一般国道228号	函館市石川町434番７から上磯郡上磯町字追分83番41まで

」を「

一般国道228号	函館市石川町434番７から北斗市中野通まで
一般国道228号	北斗市七重浜215番５から上磯郡知内町元町まで
一般国道228号	松前郡松前町福山から檜山郡江差町まで
一般国道229号	久遠郡せたな町瀬棚区本町151番地から檜山郡江差町柳崎町58番13まで

」に、「

一般国道230号	札幌市中央区北１条西10丁目６番２から札幌市中央区南４条西10丁目４番147まで

」を「

一般国道230号	札幌市中央区北１条西４丁目から札幌市南区石山まで

」に、「

一般国道230号	虻田郡喜茂別町字尻別から虻田郡虻田町洞爺湖温泉町まで

」を「

一般国道230号	虻田郡喜茂別町字尻別から虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉まで

」に、「

一般国道230号	虻田郡虻田町字泉から虻田郡虻田町入江まで

」を「

一般国道230号	虻田郡洞爺湖町泉から虻田郡洞爺湖町入江まで
一般国道230号	山越郡長万部町国縫40番９から久遠郡せたな町北檜山区北檜山289番５まで
一般国道230号	虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉192番14から虻田郡洞爺湖町清水８番１まで
一般国道230号	虻田郡虻田町字香川から虻田郡豊浦町字東雲町145まで
一般国道230号	山越郡長万部町字国縫から山越郡長万部町字国縫まで
一般国道230号	瀬棚郡今金町字花石から瀬棚郡今金町字住吉まで

」に、「

一般国道231号	石狩市生振（生振高架橋）から石狩市新港東２丁目161番１まで

」を「

一般国道231号	石狩市生振（生振高架橋）から石狩市八幡町まで

」に、「

一般国道231号	留萌市船場町２丁目87番から留萌市船場町１丁目114番まで

」を「

一般国道231号	留萌市船場町２丁目87番から留萌市船場町１丁目114番まで
一般国道231号	留萌市本町２丁目20番１から留萌市明元町６丁目８番１まで

」に、「

一般国道233号	深川市深川町字メム5147番１から雨竜郡沼田町字北竜208番62まで

」を「

一般国道233号	深川市深川町字メム5147番１から留萌市大字留萌村字幌糠3916番２まで

」に、「

一般国道234号	勇払郡早来町大町から勇払郡早来町栄町まで

」を「

一般国道234号	勇払郡安平町早来大町から勇払郡安平町早来栄町まで

」に、「

一般国道235号	苫小牧市字沼ノ端から勇払郡鵡川町字田浦まで

」を「

一般国道235号	苫小牧市字沼ノ端から沙流郡日高町字平賀まで

」に、「

一般国道236号	河西郡芽室町字西士狩から帯広市川西町西１線まで

」を「

「

一般国道236号	河西郡芽室町字西士狩から帯広市幸福町東３線まで

」に、「

一般国道237号	富良野市字東山東大演習林76林班から沙流郡門別町富川南１丁目１番まで

」を「

一般国道237号	富良野市字東山東大演習林76林班から沙流郡日高町富川南１丁目１番まで

」に、「

一般国道238号	稚内市声問４丁目429番２から稚内市声問４丁目151番１まで

」を「

一般国道238号	稚内市声問４丁目429番２から稚内市声問４丁目151番１まで
一般国道238号	稚内市声問４丁目6888番１から稚内市声問３丁目156番２まで

」に、「

一般国道241号	川上郡弟子屈町鈴蘭２丁目693番12から阿寒郡阿寒町字オクルシュベ４番17まで

」を「

一般国道241号	川上郡弟子屈町鈴蘭２丁目693番12から釧路市阿寒町オクルシュベ４番17まで

」に、「

一般国道241号	阿寒郡阿寒町字シュリコマベツ28番４から足寄郡足寄町南１条１丁目７番先まで

」を「

一般国道241号	釧路市阿寒町シュリコマベツ28番４から足寄郡足寄町南１条１丁目７番先まで

」に、「

一般国道242号	紋別郡上湧別町字北兵村三区495番２から常呂郡留辺蘂町字旭二区220番６まで

」を「

一般国道242号	紋別郡上湧別町字北兵村三区495番２から北見市留辺蘂町旭西220番６まで

」に、「

一般国道242号	常呂郡留辺蘂町字旭41番４から足寄郡足寄町北１条１丁目10番まで

」を「

一般国道242号	北見市留辺蘂町旭南41番４から足寄郡足寄町北１条１丁目10番まで

」に、「

一般国道274号	札幌市厚別区大谷地東５丁目から北広島市共栄34番まで
一般国道274号	沙流郡日高町宮下町３丁目422番から上川郡清水町南４条10丁目４番まで

」を「

一般国道274号	札幌市厚別区大谷地東５丁目から上川郡清水町南４条10丁目４番まで

」に、「

一般国道274号	中川郡本別町南３丁目20番６地先から白糠郡白糠町上茶路基線150番２まで

」を「

一般国道274号	中川郡本別町南３丁目20番６地先から白糠郡白糠町上茶路基線150番２まで
一般国道274号	阿寒郡鶴居村字雪裡原野から川上郡標茶町字標茶３番１まで

」に、「

一般国道275号	札幌市中央区北１条東13丁目１番２から雨竜郡幌加内町添牛内6243番まで

」を「

一般国道275号	札幌市中央区北１条東13丁目１番２から雨竜郡幌加内町添牛内6243番まで
一般国道275号	中川郡音威子府村字音威子府305から枝幸郡浜頓別町大通り３丁目８番まで

」に、「

一般国道276号	虻田郡喜茂別町字尻別18番地先から苫小牧市元中野町３丁目９番まで

」を「

「

一般国道276号	虻田郡喜茂別町字尻別18番地先から苫小牧市元中野町３丁目９番まで
一般国道276号	岩内郡岩内町字栄から岩内郡共和町国富32番２まで
一般国道277号	二海郡八雲町立岩305番１から二海郡八雲町立岩456番４まで
一般国道277号	二海郡八雲町立岩305番１から二海郡八雲町立岩369番１まで
一般国道278号	函館市若松町16番８から函館市新浜町174地先まで
一般国道278号	茅部郡森町字彦間から茅部郡森町森川町292まで
一般国道278号	函館市尾札部から函館市安浦まで
一般国道279号	函館市若松町16番８から函館市末広町18番16まで

」に、

「

一般国道333号	北見市仁頃町180番から常呂郡端野町字二区534番９まで

」を

「

一般国道333号	北見市仁頃町180番から北見市端野町二区534番９まで

」に、

「

一般国道336号	浦河郡浦河町字西幌別から十勝郡浦幌町字共栄97番９地先まで

」を

「

一般国道336号	浦河郡浦河町字西幌別から十勝郡浦幌町字共栄97番９地先まで
一般国道336号	十勝郡浦幌町字ウツナイから十勝郡浦幌町字昆布刈石29番14まで

」に、

「

一般国道337号	石狩市新港南２丁目から小樽市銭函３丁目306番まで

」を

「

一般国道337号	石狩市新港南２丁目から小樽市銭函３丁目306番まで
一般国道337号	夕張郡長沼町南長沼東３南７から江別市美原1141番２まで
一般国道337号	千歳市錦町３丁目から夕張郡長沼町東９線南６まで
一般国道337号	千歳市平和１から千歳市流通３まで

」に、

「

一般国道450号	上川郡上川町字上越76林班り小班から紋別郡白滝村字白滝139番３まで

」を

「

一般国道450号	上川郡上川町字上越76林班り小班から紋別郡遠軽町白滝139番３まで

」に、

「

一般国道450号	上川郡比布町北８線12号2356番７から上川郡愛別町字愛山1105番１まで

」を

「

一般国道450号	上川郡比布町北８線12号2356番７から上川郡上川町天幕まで
一般国道450号	紋別郡遠軽町旧白滝から紋別郡遠軽町丸瀬布南丸まで

」に、

「

一般国道451号	樺戸郡新十津川町字中央71番８から滝川市大町１丁目１番１まで

」を

「

一般国道451号	樺戸郡新十津川町字中央71番８から滝川市大町１丁目１番１まで
一般国道451号	樺戸郡新十津川町中央157番から滝川市空知町３丁目まで
一般国道452号	夕張市紅葉山から芦別市本町123番地まで
一般国道452号	芦別市北４条東１丁目12番３から芦別市本町749番地まで

」に、

「

一般国道453号	有珠郡大滝村字清陵から伊達市長和町まで

」を

「

一般国道453号	伊達市大滝区清陵から伊達市長和町まで
一般国道453号	札幌市豊平区豊平３条４丁目から苫小牧市丸山まで

」に、

「

道道　江別恵庭線	恵庭市柏木地先から恵庭市戸磯581番41地先まで

」を

「

道道　江別恵庭線	恵庭市柏木地先から恵庭市戸磯581番41地先まで
道道　江別恵庭線	恵庭市西島松588番２地先から恵庭市柏陽町３丁目233番３地先まで

」に、

「

道道　札幌環状線	札幌市西区二十四軒２条７丁目から札幌市西区八軒６条東５丁目まで

」を

「

道道　札幌環状線	札幌市西区二十四軒２条７丁目から札幌市西区八軒６条東５丁目まで
道道　札幌環状線	札幌市豊平区平岸６条９丁目４番地から札幌市中央区南19条西16丁目27番地まで

」に、

「

道道　前田新川線	札幌市手稲区手稲前田から札幌市西区八軒10条西11丁目３まで

」を

「

道道　前田新川線	札幌市手稲区手稲前田から札幌市西区八軒10条西11丁目３まで
道道　前田新川線	札幌市北区新川２条12丁目582番地247から札幌市北区新川２条８丁目568番地３まで

」に、

「

道道　西野白石線	札幌市中央区北１条西25丁目１から札幌市中央区南９条西22丁目１まで

」を

「

道道　西野白石線	札幌市中央区北１条西25丁目１から札幌市中央区南９条西22丁目１まで
道道　西野白石線	札幌市中央区南19条西16丁目29番地から札幌市中央区南９条西22丁目２番地まで

」に、

「

道道　札幌北広島環状線	江別市工栄町13番地先から江別市元江別850番地先まで

」を

「

道道　札幌北広島環状線	江別市工栄町27番地先から江別市元江別850番地先まで

」に、

「

道道　江別インター線	江別市元江別850番地先から江別市高砂町地先まで

」を

「

道道　江別インター線	江別市元江別850番地先から江別市元野幌1188番４地先まで

」に、

「

道道　函館上磯線	函館市石川町52番18地先から北斗市七重浜６丁目390番５地先まで

」を

「

道道　函館上磯線	函館市湯川町３丁目３番11地先から北斗市七重浜６丁目390番５地先まで

」に、

「

道道　千歳鵡川線	勇払郡鵡川町字田浦177番地先から勇払郡鵡川町美幸町３丁目５番地先まで

」を

「

道道　千歳鵡川線	勇払郡むかわ町田浦177番地先から勇払郡むかわ町美幸３丁目５番地先まで

」に、

「

道道　湧洞豊頃停車場線	中川郡豊頃町湧洞32番１地先から中川郡豊頃町字ウシシュベツ949番地先まで

」を

「

道道　湧洞豊頃停車場線	中川郡豊頃町湧洞32番１地先から中川郡豊頃町字ウシシュベツ949番地先まで
道道　小樽定山渓線	小樽市新光１丁目８番４地先から小樽市新光２丁目28番５地先まで
道道　留萌港線	留萌市大町１丁目92番６地先から留萌市本町２丁目21番１地先まで
道道　鷹栖東神楽線	旭川市東鷹栖４線13号644番２地先から上川郡東神楽町字東神楽624番９地先まで

」に、

道道　豊頃糠内芽室線	帯広市大正町東４線109番３地先から帯広市大正町本通１丁目１番地先まで
道道　函館空港線	函館市高松町569番33地先から函館市高松町220番１地先まで
道道　女満別空港線	網走郡大空町女満別中央210番１地先から網走郡大空町女満別本通４丁目19番１地先まで
道道　釧路空港線	釧路市鶴丘２番288地先から釧路市鶴丘８線162番５地先まで
道道　旭川空港線	上川郡東神楽町字東神楽624番９地先から旭川市西神楽２線17号349番地先まで
道道　千歳インター線	千歳市本町２丁目１番地先から千歳市泉沢868番20地先まで
道道　深川豊里線	深川市音江町字広里59番７地先から深川市音江町２丁目８番地先まで
道道　白老大滝線	白老郡白老町字白老436番54地先から白老郡白老町字白老722番１地先まで
道道　旭川環状線	旭川市緑が丘南５条２丁目57番14地先から旭川市末広８条３丁目１番15地先まで
道道　旭川環状線	旭川市緑が丘南５条２丁目57番14地先から旭川市西御料５条１丁目63番９地先まで
道道　上磯峠下線	北斗市中央３丁目38番４地先から北斗市中野通497番地先まで
道道　上磯峠下線	北斗市市渡605番１地先から亀田郡七飯町字峠下211番地先まで
道道　新帯広空港線	帯広市泉町西９線中９番12地先から帯広市大正町東４線109番３地先まで
道道　釧路環状線	釧路市愛国東１丁目１番20地先から釧路市星が浦大通１丁目６番１地先まで
道道　赤平奈井江線	空知郡奈井江町字奈井江298番１地先から空知郡奈井江町字奈井江562番２地先まで
道道　岩見沢三笠線	岩見沢市岡山町69番地先から三笠市岡山350番２地先まで
道道　恵庭岳公園線	恵庭市牧場302番１地先から恵庭市新町52番２地先まで

に、

道道　稚内幌延線	稚内市大字声問村字声問2980番８地先から稚内市大字声問村字声問1459番６地先まで
道道　室蘭インター線	室蘭市陣屋町３丁目４番８地先から室蘭市崎守町313番２地先まで
道道　美唄富良野線	美唄市西１条北５丁目１番２地先から美唄市東明１条２丁目１番地先まで
道道　愛別当麻旭川線	上川郡愛別町字本町346番２地先から上川郡愛別町字愛別1071番２地先まで
道道　伊達インター線	伊達市舟岡町239番３地先から伊達市松ヶ枝町201番３地先まで
道道　稚内空港線	稚内市大字声問村字声問6744番６地先から稚内市大字声問村字声問1459番６地先まで
道道　旭川北インター線	旭川市東鷹栖４線13号644番２地先から旭川市東鷹栖４線13号644番１地先まで
道道　女満別空港インター線	網走郡大空町女満別中央202番１地先から網走郡大空町女満別中央203番１地先まで
道道　愛別インター線	上川郡愛別町字愛別1071番２地先から上川郡愛別町字愛別1073番４地先まで
道道　厚別平岡線	札幌市清田区平岡１条６丁目323番地20から札幌市厚別区上野幌１条３丁目876番地14まで

」

「

市道　流通団地18号線	札幌市白石区流通センター７丁目２から札幌市白石区流通センター７丁目２まで

」を

「

市道　流通団地18号線	札幌市白石区流通センター７丁目２から札幌市白石区流通センター７丁目２まで
市道　羊ヶ丘線	札幌市清田区美しが丘１条９丁目453番地４から札幌市豊平区平岸６条９丁目５番地まで

」に、

「

市道　新開町７条線	苫小牧市新開町３丁目10番から苫小牧市新開町１丁目11番１まで

」を

「

市道　新開町７条線	苫小牧市新開町３丁目10番から苫小牧市新開町１丁目11番１まで

市道　明野北二条通線	苫小牧市新明町４丁目17番９地先から苫小牧市新明町２丁目１番地先まで
市道　新明町中央東通線	苫小牧市新明町１丁目地先から苫小牧市新明町１丁目２番地先まで
市道　新明町中央通線	苫小牧市新明町２丁目１番地先から苫小牧市新明町２丁目１番地先まで
市道　明野西１条通線	苫小牧市新明町４丁目５番６地先から苫小牧市新明町４丁目17番９地先まで
市道　あけぼの町１号線	苫小牧市あけぼの町３丁目９番1148地先から苫小牧市あけぼの町３丁目９番723地先まで
市道　明野南３条通線	苫小牧市新開町２丁目地先から苫小牧市新開町１丁目地先まで
市道　明野西３条通線	苫小牧市新開町２丁目地先から苫小牧市新開町２丁目地先まで

に

」

改める。

附　則

この規則は、平成19年４月１日から施行する。ただし、第28条の改正規定は、平成19年３月18日から施行する。

毎週火・金曜日発行　（購読料金（送料とも）は月額3,770円）
発　行　北　海　道
編　集　総務部人事局法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社